

小牧市次世代産業インターンシップ受入助成金

次世代産業関連企業の積極的なインターンシップの受入れを促進し、産業人材の育成、将来的な雇用確保等につなげ、もって次世代産業の推進を図ることを目的として、市内に製造拠点等を有する次世代産業関連企業のインターンシップの受入れに要した費用の一部を助成します。

1 助成対象者

次のいずれにも該当する方

- 市内に製造拠点等を有する次世代産業関連企業であること。
 - 市税の滞納がないこと。
 - ◇ 「製造拠点等」とは、製造及びそれに関連する設計、検査、計測等の事業を行う拠点をいいます。
 - ◇ 「次世代産業関連企業」とは、次世代産業分野の製造拠点等を有し、かつ、現に次世代産業分野の事業を行っている企業をいいます。
- ※ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなると認めるときは、補助金を交付しません。

2 助成事業

市内に製造拠点等を有する次世代産業関連企業のインターンシップの受入れであって、次のいずれにも該当するもの

- 受入れの日数が2日以上であること。
- 受け入れた学生が市内の製造拠点等で次世代産業分野の事業に携わるものであること。
- 小牧市次世代産業インターンシップ受入助成金交付認定の申請をする日の属する年度の3月31日までに完了するものであること。
 - ◇ 「インターンシップ」とは、学生を対象に一定期間実施する就業体験をいいます。

3 助成金の額及び限度額

- 助成事業で受け入れた学生1人につき1日当たり8,000円
 - 1助成対象者につき1年度当たり96,000円
- ※ 助成金の額の算定上の「1日当たり」の日数については、市内においてインターンシップの受入れを行った日数となります。
(例) 市内と市外にそれぞれ事業所を有する企業が5日間のインターンシップの受入れを行い、市内において3日、市外において2日の受入れを行った場合、助成金の額の算定上の「1日当たり」の日数については、「3日」となります。

4 次世代産業分野

次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野などが一例です。

※ 次世代産業分野の該当の可否については、事前にご相談ください。

5 認定の申請

「小牧市次世代産業インターンシップ受入助成金交付認定申請書（様式第1）」に次に掲げる書類を添付して、助成事業の開始の日前まで（開始の日が4月1日である場合にあっては、その日）に申請してください。

- 市内に製造拠点等を有することが分かる書類
- 次世代産業関連企業であることを説明する書類
- 市税の滞納がないことを証する書類（申請日以前1年間において納期の到来した小牧市法人市民税及び固定資産税（土地・家屋）の納税証明書又は領収書の写し）

6 交付の申請

「小牧市次世代産業インターンシップ受入助成金交付申請書（様式第5）」に次に掲げる書類を添付して、助成事業の完了の日の属する年度の3月31日までに申請してください。

- 事業実績報告書（様式第6）
- 助成事業を実施し、かつ、助成事業で受け入れた学生が市内の製造拠点等で次世代産業分野の事業に携わったことが分かる書類
- 会社等の概要を説明するパンフレット等

7 備考

- 助成金は、予算の範囲内において交付するものとします。
- 助成金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において、企業名等を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

8 申請書類等のダウンロード

ホームページ（小牧市公式ホームページ ⇒ 事業者の方へ ⇒ 次世代産業関係 ⇒ 次世代産業関係の補助制度 より該当のページ）をご覧ください。



URL <https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chiikikassei/kigyouricchi/1/nextgeneration/hojo/38323.html>

【問い合わせ先】

小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地（小牧市役所本庁舎3階）

TEL：0568-76-1135（直通）

FAX：0568-75-8283

E-MAIL：kigyosuishin@city.komaki.lg.jp